

[別紙1]

鳥取県沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (漁船リース:水産課長が定める日まで)
(機器等整備:事業着手の30日前まで)

2. 交付決定通知到着 (交付申請から30日以内)

3. 事業開始

4. 実施状況報告 (漁船リース:9月末時点を10月10日まで)

5. 事業完了

6. 実績報告書提出 (事業完了から30日以内)

◎補助金の支払い

資料提出・問い合わせ先 鳥取県農林水産部水産課 漁業経営担当
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857 - 26 - 7313 suisan@pref.tottori.lg.jp